

組合員・利用者の皆さまへ

金融特化店舗への営業体制変更に関するお知らせ

厚木市農業協同組合

日頃より、JAの各事業や活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「愛甲支店」「宮の里支店」「北支店」「依知南支店」「本所（共済）」は、融資・共済・総合相談・組合員組織等の一部の業務を近隣の基幹支所等に移管し、貯金・為替・投資信託を中心とした金融特化店舗として営業させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

組合員・利用者の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

変更日：令和5年4月3日（月）

金融特化店舗	お取り扱いできる業務
愛甲支店 宮の里支店 北支店 依知南支店 本所（共済）	貯金業務 ※1 入出金・定期貯金・定期積金 為替（振込） 税金・公共料金等の支払い 年金・給与の自動受取 自動振替サービスなど 投資信託・国債 （宮の里支店を除く） ATM 出資金 初期相談 ※2 （融資・共済・総合相談）
	※1 店舗番号、口座番号等の変更はございませんので、各種自動振替の変更手続きや当支店口座あての振込先の変更等は必要ありません。 ※2 金融特化店舗では、融資・共済・総合相談（相続・遺言信託・民事信託・資産管理）にかかる初期相談を行い、その後、移管先基幹支所へ取り次いで対応いたします。
近隣の基幹支所等へ移管する業務	お取り扱いできない業務
融資・共済 総合相談 （相続相談・遺言信託・民事信託・資産管理） 組合員組織（一部） 移管後は、近隣の移管先基幹支所と連携し対応させていただきます。	融資 借入申込、繰上げ返済、各種条件変更など 共済 新規契約、共済掛金払込 変更手続き、共済金の請求 自動車共済の新規申込・継続手続き 自賠責共済契約、保険代理店業務 など 総合相談 相続相談・遺言信託・民事信託・資産管理の本格相談

対象店舗	移管先基幹支所
愛甲支店	▶ 南毛利支所
宮の里支店	▶ 小鮎支所
北支店	▶ 依知支所
依知南支店	▶ 依知支所
本所（共済）	▶ 駅前支所（裏面 共済をご覧ください）

金融特化店舗取扱業務の一部変更に関するQ&A

金融

Q.1 口座の店舗名・店舗番号はどうなりますか？

店舗名・店舗番号は変更ありません。

Q.2 口座番号・貸付番号はどうなりますか？

口座番号・貸付番号の変更はありませんので、そのままご利用いただけます。

Q.3 現在使用している通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード・JAカード(クレジットカード)はどうなりますか？

そのままご利用いただけます。

Q.4 税金・公共料金・クレジット代金などの口座引落はどうなりますか？

そのままご利用いただけます。

Q.5 年金振込・給与振込を利用していますがどうなりますか？

そのままご利用いただけます。

Q.6 家賃や賃貸料金の受取指定口座にしていますがどうなりますか？

そのままご利用いただけます。

Q.7 個人・法人JAネットバンク・JAバンクアプリはどうなりますか？

そのままご利用いただけます。

Q.8 投資信託・債券口座はどうなりますか？

そのままご利用いただけます。(宮の里支店を除く)

Q.9 融資を利用していますがどうなりますか？

当座貸越(貯金セット型、カードローン)を除く融資が一括して移管されます。ご契約者様におこなっていただくお手続きはありません。引き続きご指定の返済口座から引き落としさせていただきます。

共済

Q.1 共済契約はどうなりますか？

ご契約者様におこなっていただくお手続きはありません。ご契約いただいている共済は、そのまま移管先基幹支所に引き継がれます。なお、本所(共済)のご契約については、事前にお住まいの最寄りの店舗に移管することもでき

ます。最寄りの店舗へ移管をご希望の場合は、本所共済課または最寄りの店舗の共済窓口にご相談ください。

Q.2 共済掛金の口座引落はどうなりますか？

ご契約者様におこなっていただくお手続きはありません。引き続きご指定の口座から引き落としさせていただきます。

Q.3 共済掛金を現金で支払いたい場合はどうなりますか？

移管先基幹支所にてお支払いをお願いします。

Q.4 質権設定契約についてはどうなりますか？

建物更生共済や火災共済に質権設定されている場合、新たに質権設定承認請求手続きの必要はありません。

相続手続

Q.1 相続手続はどうなりますか？

貯金・出資金のみの相続手続については、金融特化店舗にてお手続きいただけます。その他の事業利用を含めた相続手続については、移管先基幹支所にてお手続きをお願いします。お手続きの際は、事前にご連絡をお願いします。

総合相談

Q.1 相談のため職員に訪問してもらいたいときは、どちらの支所店に連絡をすれば良いですか？

貯金・投資信託のご相談については、金融特化店舗へご連絡ください。その他の事業を含めたご相談については、移管先基幹支所へご連絡をお願いします。

Q.2 遺言信託・民事信託の取扱いはどうなりますか？

遺言信託・民事信託の本格相談およびすでにご利用されている皆さまの定期照会などについては、移管先基幹支所にて対応いたします。なお、初期のご案内等は金融特化店舗でも対応させていただきます。

出資金

Q.1 出資金はどうなりますか？

出資金については、取扱支店の変更はありません。

本件についてのお問い合わせ先



依知支所	☎046-245-1303	睦合支所	☎046-224-1311	小鮎支所	☎046-241-1806
南毛利支所	☎046-247-5270	愛甲支店	☎046-247-6077	駅前支店	☎046-228-0148
宮の里支店	☎046-241-1172	北支店	☎046-246-0211	依知南支店	☎046-246-4611
本所(共済)	☎046-221-7115				